



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年7月20日(火) 第9919号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理課)	2
告 示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	3
公 告	
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(都市計画課)	3

■ 規 則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百三十九号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「避難所及び」を「法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の」に改め、同表一(一)3中「設置費」の下に「(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)」を加え、同表一(一)6中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に改め、「七日以内」の下に「とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から別に定める日までの期間」を加え、同表二中「二 炊き出し」を「二 法第四条第一項第二号の炊き出し」に改め、同表三中「三 被服」を「三 法第四条第一項第三号の被服」に改め、同表四中「四 医療」を「四 法第四条第一項第四号の医療」に改め、同表五中「五 被災者」を「五 法第四条第一項第五号の被災者」に改め、同表六中「六 被災した」を「六 法第四条第一項第六号の被災した」に改め、同表六(三)中「一月以内に完了しなければならぬ」を「三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする」に改め、同表七中「七 生業」を「七 法第四条第一項第七号の生業」に改め、同表八中「八 学用品」を「八 法第四条第一項第八号の学用品」に改め、同表九中「九 埋葬」を「九 法第四条第一項第九号の埋葬」に改め、同表十中「十 死体」を「十 法第四条第一項第十号の規定に基づく政令第二条第一号の死体」に改め、同表十一中「十一 死体」を「十一 法第四条第一項第十号の規定に基づく政令第二条第一号の死体」に改め、同表十二中「十二 災害」を「十二 法第四条第一項第十号の規定に基づく政令第二条第二号の災害」に改め、同表十三中「十三 応急救助」を「十三 法第四条第一項各号及び第二項の応急救助」に改め、同表十三(一)1中「被災者」の下に「(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第215号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年7月20日

群馬県知事 山本 一 太

小高地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	字	地番
1	高崎市	倉渕町権田	甲小高	4230番地
2	同	同	同	4241番地
3	同	同	同	4242番地1
4	同	同	同	4242番地2
5	同	同	乙小高	4328番地
6	同	同	同	4328番地
7	同	同	同	4291番地
8	同	同	同	4290番地
9	同	同	同	4293番地
10	同	同	同	4295番地2
11	同	同	同	4294番地
12	同	同	同	4325番地1
13	同	同	同	4324番地1
14	同	同	同	4327番地1
15	同	同	甲小高	4243番地
16	同	同	同	4240番地1
17	同	同	同	4239番地

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 吉沢原宿地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年6月30日

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
